

令和7年度

大衆と馬とのふれあいタイム推進事業

実施要項

公益社団法人全国乗馬俱楽部振興協会

令和7年度 大衆と馬とのふれあいタイム推進事業について

令和7年度の大衆と馬とのふれあいタイム推進事業（以下、「馬とのふれあい事業」といいます。）を下記内容にて実施します。

1. 目的

幅広い年齢層の方々を対象として、

- ① 馬を身近に感じられる機会の提供
 - ② 青少年の健全な育成への協力
 - ③ 馬の持つ魅力や乗馬スポーツ等のアピール
 - ④ 馬に興味を持つ方々の余暇活動や生涯活動のサポート
- 等を目的とします。

2. 事業内容

乗馬施設が公的機関や地域団体と協力して、一般市民や青少年が馬とふれあう機会を創り、馬という動物や乗馬スポーツについて、理解を深められる事業であることとします。

具体的には、次のような例があります。

- ① 公的機関や地域団体が実施する地域イベントに、乗馬施設が馬とのふれあいを提供する事業。
- ② 地域の幼稚園・保育園や小・中学校等が主催（共催）し、乗馬施設が馬とのふれあいを提供する事業。（但し、スポーツ少年団活動は対象外とする。）
- ③ 教育委員会等の後援を受け、児童、生徒・学生・高齢者等を対象として、長期休暇期間中等に馬に関する様々なプログラムを体験させる事業。（但し、運動部としてのクラブ活動は対象外とする。）
- ④ 行政機関等の後援を受けて、障がい者施設等で家族を含めた一般の方々（もしくは組織）と共に、乗馬施設が馬とのふれあいを提供する事業。

（注）事業を連携する学校については、公立の施設か学校法人格を有している事を条件とします。

注意事項

（1）実施時期について（P4 参照）

令和7年4月から令和7年12月15日までとします。また、「計画書」の提出は事業開始の1カ月前とし、提出の最終期限は令和7年10月31日までとします。

（2）報告書の提出期限について（P4 参照）

「報告書」については事業実施の事業終了後1ヵ月以内に提出してください。
但し、提出の最終期限は令和7年12月31日までとします。

(3) 公的機関との連携について

「市町村や教育委員会等公的機関や地域団体、教育機関が主催・共催・後援する事業」が条件となります。

※企業や、学校法人以外の教育機関との連携は対象になりません。

(4) 地域の補助金について

各活動の継続性を保つよう、上記公的機関と連携を取りながら、地域等からの補助金等も得るよう努めてください。

(5) 本協会からの補助金について

1乗馬施設1事業（1件分）を補助金の対象とします。

また、例年どおり事業助成金支出（一部補助）とさせていただきます。

なお、他の連携団体からの補助金や騎乗料等の収入があった場合は、そちらを差し引いた金額を基として補助金額を算出します。また、他の連携団体等からの補助金等の申請もそれが判明した場合や、虚偽の事業報告等が発生した場合は、補助金の返還等処置対象となりますのでご承知おきください。

(6) 馬匹について

催しには乗馬施設所有の馬・ポニーを使用してください。

(7) スタッフ等の確認

乗馬施設から派遣できるスタッフ、関係機関からの支援スタッフの人数を把握し、必ず複数人以上のスタッフで実施してください。

乗馬施設からは、本協会の乗馬指導者、日本馬術連盟認定指導員、日本スポーツ協会（公認馬術コーチ1以上）のいずれかの資格を有する者が必ず一人は参加してください。また、馬の扱いに慣れたアルバイトの参加の他、必要ならばボランティア等の手配・声かけをしてください。さらに、整理や駐車場係などの人員の確保も必要な場合があります。

(8) 安全性の確保について

馬とのふれあいや引き馬等を実施する場合は、参加者等の安全に配慮し、本協会の乗馬指導者等上記有資格者が中心となり、下記事項に注意して実施してください。

- ・馬と接する際の注意事項の周知・方法を現場で掲示してください。
- ・騎乗させる場合、ヘルメット（3点固定式）の準備（可能ならボディプロテク

ターも準備)をしてください。

- ・馬の選択については、騎乗用に使う場合は特に穏やかな馬を選び、事業実施日当日に馬の様子を観察し、体調等が悪く騎乗に適さない場合には、他の馬に変更してください。
- ・各種保険を必ずご活用ください。

(9) 領収書等の保管について

馬とのふれあい事業に参加し、経費の根拠となる領収書等が発生した場合は、5年間乗馬施設にて保管してください。(後から提出していただく場合があります。)

「大衆と馬とのふれあいタイム推進事業」の流れ

時 期	内 容
「計画書」提出期限： 令和7年10月31日まで	事業実施主体（乗馬施設）が事業を企画・立案
	主催・共催・後援する公的機関との打ち合わせ
	事業開始の2週間前までに「事業計画書」の提出
「対象期間」： 令和7年4月～12月15日まで	事業の実施
「報告書」提出期限： 令和7年12月31日まで	事業終了後1ヶ月以内に「事業報告書」の提出
令和8年1月以降	本協会内で、実施案件のとりまとめ
令和8年2月以降	委員会の開催及び補助金額の確定
令和8年3月中旬(予定)	事業実施乗馬施設へ補助金の交付

※ 必ず「公的機関」と連携して実施願います。一般企業との連携は対象外です。

※ 中止・日程変更等がある際は、事前にご連絡ください。

※ 申請書類は、郵送・FAX・メールのいずれかの方法でお送りください。

(「写真」については、FAXでは判別できないためその他の方法でお送りください。)

- 申請書類は本協会のHP内（協会について→主な事業内）

からダウンロードできます。

- ダウンロード用URL：<https://x.gd/GrUi3>



問い合わせ・連絡先

«公益社団法人全国乗馬俱楽部振興協会»

- 電 話 : 03-6402-5800
- F A X : 03-6432-0860
- 郵 送 : 〒105-0004 東京都港区新橋 4-5-4 日本中央競馬会 新橋分館 5 階
公益社団法人全国乗馬俱楽部振興協会 ふれあい事業担当あて
- メール : fureai@nrca.or.jp